

保育施設利用のご案内

この案内は、保育所、地域型保育事業所及び認定こども園（保育所部分）の利用に関し必要となる手続き等について記載したものです。利用申込の際は内容をよくご確認のうえお申込みください。

～目次～

1 利用申込の流れ _____ 1

2 利用申込の対象となる施設・事業等について _____ 2

■利用申込対象施設 _____ 2

■地域型保育事業所における連携施設の設定 _____ 3

■利用申込年齢 _____ 3

3 教育・保育給付認定について _____ 4

■教育・保育給付認定区分 _____ 4

■保育の必要性の事由 _____ 4

■保育必要量 _____ 5

■保育必要量と保育施設における保育時間 _____ 5

■教育・保育給付認定の有効期間 _____ 6

■個人番号（マイナンバー）の提供について _____ 7

4 利用調整について _____ 8

■保育施設利用の決定方法 _____ 8

■利用希望施設の記入にあたってのお願い _____ 8

■育児休業延長を許容できる場合の申込について _____ 9

5 申込受付期間・受付場所について _____ 10

■令和7年5月以降の利用申込の受付期間等 _____ 10

■利用申込から利用開始までの流れ（令和7年5月以降） _____ 12

6 利用申込に必要な書類について _____ 13

■利用申込に必要となる書類等 _____ 13

7 利用申込に関する注意事項について _____ 21

■利用申込時に書類の不備や不足があった場合 _____ 21

■保育幼稚園課へ届出が必要な場合 _____ 21

■就労証明書について _____ 21

■育児休業又は産前産後休業からの復帰について	22
■申込みから入所までの変更について	22
■兄弟姉妹同時に利用申込を行う場合	23

8 川口市外からの申込・川口市外の保育施設の申込方法について 25

■川口市外にお住まいの方が川口市内の保育施設の利用申込をする場合	25
■川口市にお住まいの方が川口市外の保育施設の利用申込をする場合	27

9 保育料について 28

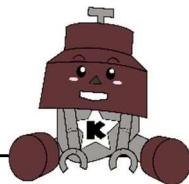
■保育料の決定方法	28
■保育料の決定に関する注意事項	28
■保育施設における実費徴収及び上乗せ徴収費用	28
■保育料徴収基準表	29
■保育料の納付方法	29
■保育料の決定に必要となる手続き等	30
■保育料の軽減や補助制度	31

10 その他の保育事業について 32

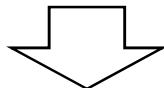
■一時預かり事業	32
----------	----

11 よくある問合せ 33

1 利用申込の流れ



保育施設利用のてびきをよく確認しましょう。



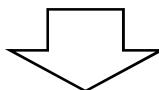
希望する保育施設を選びましょう。→ 2ページへ、または別紙【保育施設一覧表】

保育施設は最大20か所まで希望することができます。

施設毎に受入年齢や開園時間が異なりますので、別紙【保育施設一覧表】をよくご確認の上、ご家庭の状況に合う施設を選びましょう。また、保育施設を見学することをおすすめします。施設へ直接足を運んで、雰囲気や特徴を感じてみてください。

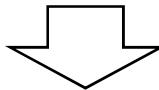
なお、申込するお子さんの先天性疾患や発達等について、病院や施設へ相談しているかたにつきましては、希望する保育施設の見学及び相談を必ず行ってください。

※見学をご希望の場合は、各保育施設へ直接ご連絡ください。



申込受付期間を確認しましょう。→ 10~12ページへ

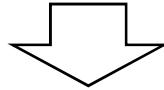
入所を希望する月によって受付期間が異なります。



必要書類を準備しましょう。→ 13~20ページへ

必要書類の中には、ご自身で記入するものだけでなく、お勤めの就労先へ作成を依頼するものや、市役所での発行が必要なことがあります。必要書類はそれぞれのご家庭により異なりますので、よくご確認の上、余裕を持って準備しましょう。

※不足書類がある場合や、記載内容に不備がある場合は、入所選考の対象外になることがありますので、ご注意ください。



受付期間内に必要書類を提出しましょう。→ 10~12ページへ

申込は各月締切日の17時15分必着となります。不足書類がある場合や、記載内容に不備がある場合も同様です。締切日に余裕を持って早めに提出しましょう。

2 利用申込の対象となる施設・事業等について

■利用申込対象施設

利用申込の対象となる川口市内の施設・事業は、保育所、地域型保育事業所及び認定こども園（保育所部分）（以下「保育施設」といいます。）となり、保育施設の概要は次のとおりとなります。

保育所	<p>0～5歳児クラスのお子さんを対象とした保育施設です。川口市には次の3種類の保育所があります。</p> <p>○公設公営保育所 川口市が設置及び運営している施設</p> <p>○公設民営保育所 川口市が設置し、学校法人等が運営している施設</p> <p>○民設民営保育所 社会福祉法人、株式会社等が設置及び運営している施設</p>
地域型保育事業所	<p>0～2歳児クラスのお子さんを対象とした保育施設です。川口市には次の2種類の地域型保育事業所があります。</p> <p>○小規模保育事業所 定員が6～19人の比較的小さな施設であり、規模の特性に応じたきめ細かな保育を行う施設 ※小規模保育事業所にはA型とB型があり、主な違いとして、A型はお子さんの人数に応じて必要となる職員全員が保育士資格を有するもので構成され、B型は必要となる職員の2分の1以上が保育士資格を有するもので構成されています。</p> <p>○事業所内保育事業所 事業所が、主に従業員のお子さん（従業員枠）のほか、地域の保育を必要とするお子さん（地域枠）を含めて保育を行う施設 ※利用申込の対象となるのは、「地域枠」のお子さんのみになります。</p>
認定こども園	<p>保育所の機能と、幼稚園の機能を併せ持ち、一体的に保育を行う施設です。「保育所部分」又は「幼稚園部分」での利用が可能です。</p> <p>○保育所部分（2、3号認定） 利用する場合は、保育所や地域型保育事業所と同様の申込を行います。</p> <p>○幼稚園部分（1号認定） 利用する場合は、認定こども園に直接申込を行います。</p>

※保育施設の詳細につきましては、別紙【保育施設一覧表】または下記二次元コードにてご確認ください。

川口市HP 「認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所一覧」

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/050/5/32350.html>



■地域型保育事業所における連携施設の設定

地域型保育事業所は、0～2歳児クラスのお子さんを対象としていることから、利用施設の受入年齢の上限に到達したお子さんは、当該利用年度の末日をもって卒園となります。

連携施設とは、卒園するお子さんを引き続き受け入れて、教育・保育を行う施設のことで、連携施設を設定している地域型保育事業所を利用していたお子さんについては、保護者の希望に基づき、連携施設を優先的に利用することができます。

連携施設を設定している地域型保育事業所の詳細につきましては、別紙【保育施設一覧表】にてご確認ください。なお、一覧表は令和7年4月1日現在の情報となります。事業者の都合により変更となる場合があります。

■利用申込年齢

令和7年度における利用申込年齢（受入年齢）は次のとおりとなります。

年度内に年齢が変わっても、クラスは変わりません。

受入クラス	利用申込を行うお子さんの生年月日
0歳児	令和6年（2024年）4月2日以降
1歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
2歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
3歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
4歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
5歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日

※保育施設によって、利用申込年齢（受入年齢）が異なりますので、別紙【保育施設一覧表】にてご確認ください。

3 教育・保育給付認定について

保育施設の利用に当たっては、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」(以下、「認定」)を受ける必要があります。認定申請は保育施設の利用申込と同時に行うことができます。

■教育・保育給付認定区分

お子さんの年齢や保育の必要性等に応じて、次の3つに区分されています。

認定区分	対象となるお子さんの状況	利用できる主な施設・事業
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望するお子さん	新制度移行幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)
満3歳以上・保育認定 (2号認定)	満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育施設での保育を希望するお子さん	保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業所
満3歳未満・保育認定 (3号認定)	満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育施設での保育を希望するお子さん	保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業所

※認定は保育施設の利用の可否を決定するものではありません。

※交付された教育・保育給付認定証(以下、「認定証」)は、保育施設の利用に関し必要となりますので、大切に保管してください。紛失等された場合は、再発行の手続きが必要となります。

■保育の必要性の事由

保育施設を利用するためには、認定区分のうち、2号認定又は3号認定(以下、「保育認定」)を受ける必要があります。また、次の保育の必要性の事由(以下、「認定事由」)のいずれかに該当する必要があります。(お子さんに集団活動を経験させたい等の理由では申請はできません。)

認定事由	留意事項
就労	※1か月当たり64時間の就労が最低基準となります。また、就労時間に見合った収入や実績が必要になります。 ※自営業、夜間勤務、パート、アルバイト等のかたも就労に該当します。 ※産前産後、育児休業中等のかたも就労に該当します。この場合、保育施設の利用開始後に復帰をし、就労を開始することが条件となります。
妊娠・出産	※利用申込をするお子さんの母が、第2子以降の出産前後の期間のみ保育を希望する場合に該当します。
保護者の疾病・障害	※疾病・障害により家庭で保育をすることが困難である場合に限ります。
同居親族の介護・看護	※1か月当たり64時間の介護・看護が最低基準となります。 ※長期入院している同居親族の介護・看護も該当します。
災害復旧	※災害復旧にあたっているかたが該当します。
求職活動	※起業準備、基準未満の就労(基準未満の内職を含む)、就労内定も求職活動に該当します。
就学	※1か月当たり64時間の就学が最低基準となります。 ※通信教育は、就学とは認められません。
虐待やDVのおそれ	
その他	※上記に類する状況にある場合。

■保育必要量

保育認定を受けた場合は、保護者の状況に応じて、保育を必要とする時間（保育必要量）の認定をあわせて受けることになります。

保育必要量は、次の2区分となり、区分に応じて、保育施設を利用できる時間が異なります。

保育必要量の区分	保育を利用できる時間
保育標準時間認定	保護者の状況に応じて、1日最長11時間までの利用が可能
保育短時間認定	保護者の状況に応じて、1日最長8時間までの利用が可能

※保育必要量については、認定の申請の際に「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかを申請していただきます。（ただし、認定事由が「妊娠・出産」、「災害復旧」及び「虐待やDVのおそれ」の場合は、原則保育標準時間のみの認定となります。）

■保育必要量と保育施設における保育時間

川口市では、保育施設ごとに保育標準時間認定のかたが利用できる時間帯と保育短時間認定のかたが利用できる時間帯が定められており、保育施設が定めた時間帯のなかで利用することが原則となります。

各保育施設の保育標準時間と保育短時間の時間帯については、別紙【保育施設一覧表】をご確認ください。

栄町保育所を例とした場合の保育利用時間のイメージ

開所時間 7:00～19:00、保育標準時間 7:00～18:00、保育短時間 8:30～16:30

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
保育短時間認定	延長保育	利用可能時間帯 (最長8時間)		延長保育	
保育標準時間認定		利用可能時間帯 (最長11時間)		延長保育	
	7:00		18:00	19:00	

※利用可能時間帯を超えて利用する場合は、延長保育となり、別途延長保育料をご負担いただきます。
※延長保育料は、保育施設により異なります。利用を希望する保育施設へ直接お問い合わせください。

認定された利用可能時間帯のすべての時間帯を利用できるわけではなく、利用可能時間帯のなかで、保護者の状況に応じて、各保育施設が保護者との協議により実際の利用可能時間を決定することになります。

上のお子さんが現在入所中で、下のお子さんの育児休業を取得している場合、下のお子さんの保育所等の利用開始月の翌月15日までに復帰（就労）していただくことによつて、上のお子さんの教育・保育給付認定を変更する（下のお子さんの認定内容に合わせる）手続きが必要になります。

■教育・保育給付認定の有効期間

認定の有効期間は、認定事由によって異なり、次のとおりとなります。

有効期間が終了した場合には、保育施設の利用も終了となります。

※有効期間の記載が複数ある場合は、いずれか短い期間となります。

認定事由	認定区分	認定の有効期間（最長）
就労 災害復旧 虐待やDVのおそれ	2号認定	小学校就学前まで
	3号認定	満3歳の誕生日の前々日まで
妊娠・出産	2号認定	ア 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から小学校就学前まで イ 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から出産予定日（出産している場合は出産日）から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
		ア 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から満3歳の誕生日の前々日まで イ 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から出産予定日（出産している場合は出産日）から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
	3号認定	ア 小学校就学前まで イ 保護者の疾病の治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 保護者の障害者（療育）手帳の有効期間（判定日）が終了する月の末日まで
		ア 満3歳の誕生日の前々日まで イ 保護者の疾病の治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 保護者の障害者（療育）手帳の有効期間（判定日）が終了する月の末日まで
※多胎（双子等）妊娠の場合は、出産予定日から起算して14週間前の日が属する月の初日が認定開始となります。		
保護者の疾病・障害	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 保護者の疾病の治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 保護者の障害者（療育）手帳の有効期間（判定日）が終了する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳の誕生日の前々日まで イ 保護者の疾病の治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 保護者の障害者（療育）手帳の有効期間（判定日）が終了する月の末日まで
同居親族の介護・看護	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 被介護・看護者の疾病の治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 被介護・看護者の障害者（療育）手帳の有効期間（判定日）が終了する月の末日まで エ 被介護・看護者の介護保険被保険者証の有効期間が終了する月の末日まで
		ア 満3歳の誕生日の前々日まで イ 被介護・看護者の疾病の治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 被介護・看護者の障害者（療育）手帳の有効期間（判定日）が終了する月の末日まで エ 被介護・看護者の介護保険被保険者証の有効期間が終了する月の末日まで
	3号認定	ア 小学校就学前まで イ 効力発生日から起算して90日が経過する日が属する月の末日まで
		ア 満3歳の誕生日の前々日まで イ 効力発生日から起算して90日が経過する日が属する月の末日まで
求職活動	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 効力発生日から起算して90日が経過する日が属する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳の誕生日の前々日まで イ 効力発生日から起算して90日が経過する日が属する月の末日まで
就学	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 卒業（修了）予定日が属する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳の誕生日の前々日まで イ 卒業（修了）予定日が属する月の末日まで
その他	2号認定	市長が必要と認める期間
	3号認定	

■個人番号（マイナンバー）の提供について

認定申請に関する書類には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。また、申請の際、番号確認（正しい個人番号であることの確認）と身元確認（個人番号の正しい持ち主であることの確認）を行いますので、必要となる書類をご持参ください。郵送で申込を行う際も、必要となる書類の写しを提出してください。

なお、確認書類を持参しなかった場合でも、教育・保育給付認定申請書（以下、申請書）を受領させていただきますが、必要に応じて、保育幼稚園課が個人番号を確認することがありますので、あらかじめご了承ください。

【申請書を提出する場合に必要となる書類】

「番号確認書類」及び「身元確認書類」については、表「**確認書類一覧**」をご確認ください。

(1) 郵送で申請を行う場合

父、母いずれかの番号確認書類及び身元確認書類の写しを送付してください。

※父、母が別世帯の場合、保護者（父、母それぞれ）の確認書類の写しが必要になります。

(2) 窓口で申請を行う場合

窓口に来られた方の番号確認書類及び身元確認書類を提示してください。

※父、母が別世帯の場合、保護者（父、母それぞれ）の確認書類の写しが必要になります。

(3) 保護者以外の方が窓口で申請を行う場合

保護者から窓口に来られた方への申請の委任が必要になります。

委任状、窓口に来られた方の身元確認書類、保護者（父、母いずれか）の番号確認書類及び身元確認書類を提出してください。

※父、母が別世帯の場合、保護者（父、母それぞれ）の確認書類の写しが必要になります。

※委任状は保育幼稚園課ホームページからダウンロードして使用してください。

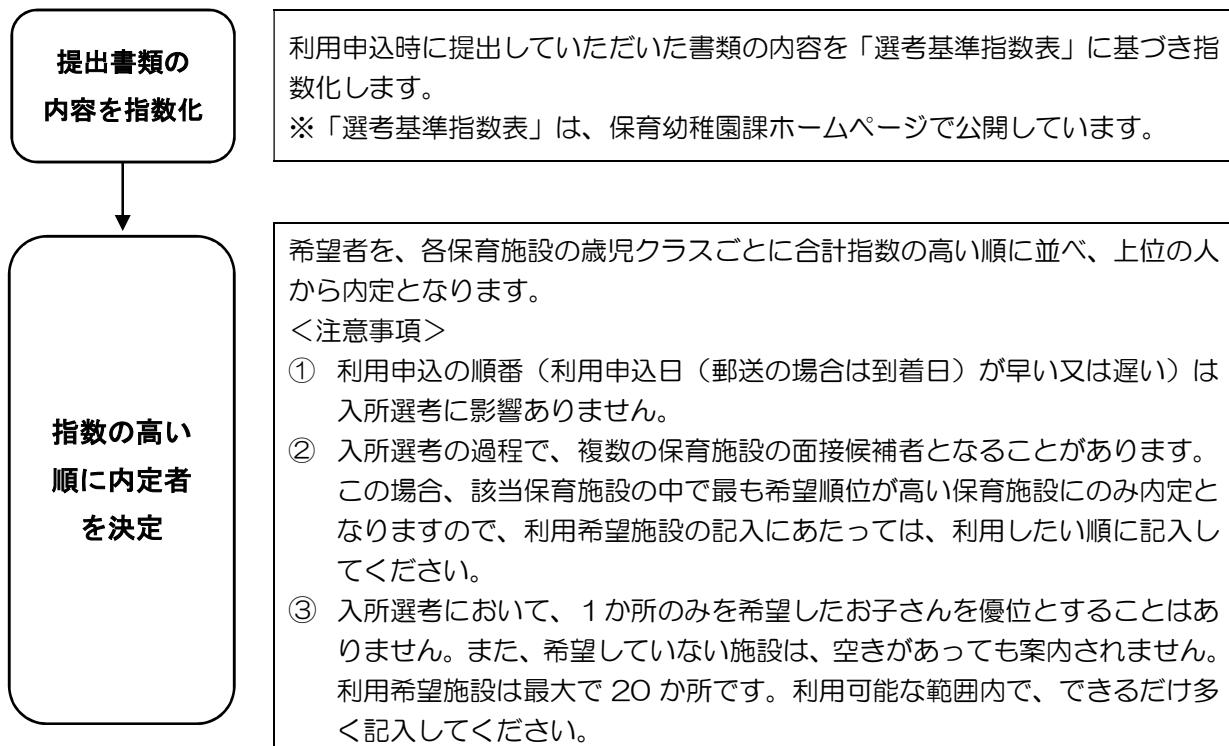
確認書類一覧

番号確認書類	身元確認書類
<p>以下の①～④の書類のうち、いずれか 1 点が必要です。</p> <p>①個人番号カード</p> <p>②通知カード</p> <p>※通知カードの記載内容と、申請時点の住民票の内容に相違がない場合に限る。</p> <p>③住民票の写し</p> <p>※個人番号が記載されたものに限る。</p> <p>④住民票記載事項証明書</p> <p>※氏名、出生年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたものに限る。</p>	<p>以下の①～③の書類のうち、いずれかが必要です。</p> <p>①個人番号カード</p> <p>②顔写真がある身分証明書 (運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等)</p> <p>③以下の書類のうちいずれか 2 点 (公的医療保険の被保険者証、住民票の写し、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等)</p>

4 利用調整について

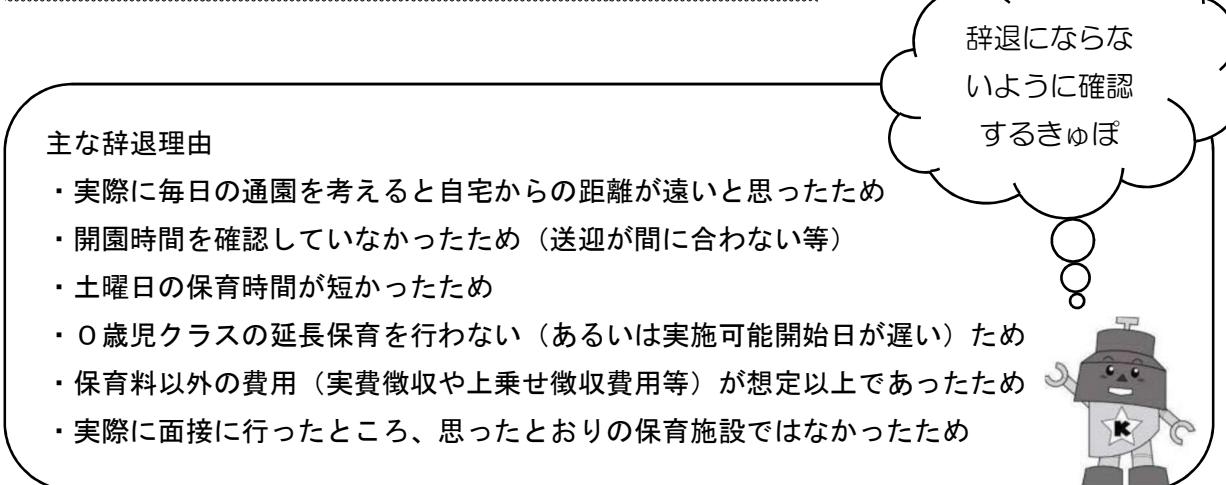
■保育施設利用の決定方法

保育施設の利用は、「利用調整」によって決定されます。利用調整とは、入所選考から面接を経て、実際の利用決定に至るまでの一連の事務のことをいいます。入所選考方法は以下のようになります。



■利用希望施設の記入にあたってのお願い

例年、本市が行う入所選考の結果、内定となった方のうち保育施設の利用を辞退する方が多くいらっしゃいます。利用辞退者が発生した場合、追加の入所選考を行う等の対応をしていますが、利用辞退の申出時期等によっては、追加の入所選考ができず、利用希望者がいるにも関わらず、保育施設に空きが生じることがあります。利用希望保育施設の記入にあたっては、利用希望施設までの距離や開園時間、保育提供内容等を十分ご検討のうえ、ご記入ください。



■育児休業延長を許容できる場合の申込について

国から育児休業給付金支給期間延長の手続き厳格化が行われたことにより、令和7年4月入所選考から、申込方法や提出書類が変更になりました。今後は、希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できるかたについては、「育児休業延長の許容に関する申出書」を提出いただくことにより、選考指数を200点減算させていただきます。ただし、これは必ずしも利用保留（不承諾）となるものではなく、減点後の指数で入所選考を行った結果、希望した保育施設に空きがある場合は利用内定となります。

利用保留となった場合でも、翌月以降も利用調整は行われます。申込が不要になったかたは次回の申込締切日までに申込を取り下げるください。なお、申込の取り下げを行った日以降については、「保育所等における保育の実施が行われない旨の証明」の発行はできなくなります。

また、育児休業給付金の支給期間延長の要件として、「申込した保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっていないこと」が追加されたほか、「理由なく内定辞退を行っていないこと」などが必要となっていますので、利用を希望する施設を記入する際にはご注意ください。

育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、お申込みください。

育児休業給付金の支給期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

5 申込受付期間・受付場所について

■令和7年5月以降の利用申込の受付期間等

【郵送・持参での申込】

以下の利用申込締切日（17時15分）必着でご郵送又はご持参ください。

利用開始希望月	利用申込締切日	内定者面接締切日（予定）
令和7年5月	令和7年4月7日（月）	令和7年4月17日（木）
6月	5月7日（水）	5月19日（月）
7月	6月5日（木）	6月17日（火）
8月	7月7日（月）	7月17日（木）
9月	8月5日（火）	8月18日（月）
10月	9月5日（金）	9月18日（木）
11月	10月6日（月）	10月17日（金）
12月	11月5日（水）	11月17日（月）
令和8年1月	12月5日（金）	12月17日（水）
2月	令和8年1月5日（月）	令和8年1月16日（金）
3月	2月5日（木）	2月16日（月）

令和8年度4月申込は、令和7年10月ごろを予定しています。

申込は年度ごとに必要なため、令和7年度申込をしていただいても、令和8年度の申込を希望する場合は、改めて申込が必要になりますのでご注意ください。

※利用開始希望月の申込は、各月の利用申込締切日までに申込を行ってください。内定した場合は、各月の内定者面接締切日までに内定した保育施設で面接していただきます。

※入所選考により内定した時点では、保育施設の利用は決定していません。利用予定の保育施設で実施する内定者面接において、当該保育施設での保育が可能と判断された場合に利用が決定となります。上記の面接締切日までに面接を受けなかった場合は、内定を取り消します。また、面接はお子さんの参加が必須となります。

【郵送の場合の注意事項】

※各月利用申込締切日の17時15分必着となります。締切日を過ぎてから到着した書類につきましては、翌月以降の申込書類として受領します。郵便物の土曜日配達及び翌日配達の休止に伴い、投函から到着まで1週間程度かかることがありますので、申込締切日に間に合うよう、余裕を持って早めに発送してください。

※申込書類到着後、ご自宅の住所（住民票所在地）に「受理票」を郵送します。申込書類発送日から10日経過後もご自宅に届かない場合は、保育幼稚園課にお電話でお問い合わせください（それ以前の受理確認のお問い合わせには回答できない場合があります）。

※申込書類が利用申込締切日間近に到着した場合であっても、不備書類の指摘は「受理票」を郵送する形で行い、提出期限は上記受付期間となります。利用申込締切日の1週間前以降に到着する書類を送付する場合は、特に不備がないか、十分にご確認ください。

※このてびきに同封されている封筒を使用してください。切手は、ご自身でご用意ください。

※郵送方法の指定はしませんが、簡易書留等、追跡可能な方法を強く推奨します。

※育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、お申込みください。育児休業給付金の支給期間延長の手続きに必要な書類については、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

《郵送先》

〒332-8601

川口市青木2-1-1

川口市役所 保育幼稚園課入所係

(同封されている封筒をご利用ください)

《持参の場合》

川口市役所 第二庁舎3階 保育幼稚園課

(川口市青木1-5-1)

※令和7年8月ごろに庁舎の移転を予定しています。

移転後：新庁舎2期棟3階 保育幼稚園課

(川口市青木2-1-1)

【募集予定人数について】

市ホームページで募集予定人数を確認できます。募集予定人数は、事業者の都合や今後の退所等により増減することがありますので、希望保育施設記入の際にはご留意ください。募集予定人数が「0」となっていても、申込は可能です。

【5月以降空き状況公開予定日】

毎月利用開始月の前々月 25 日（閉庁日の場合は翌開庁日）正午

※システムの関係で公開時間は若干前後する場合があります。

川口市HP「保育所等の募集予定状況（空き状況）について」

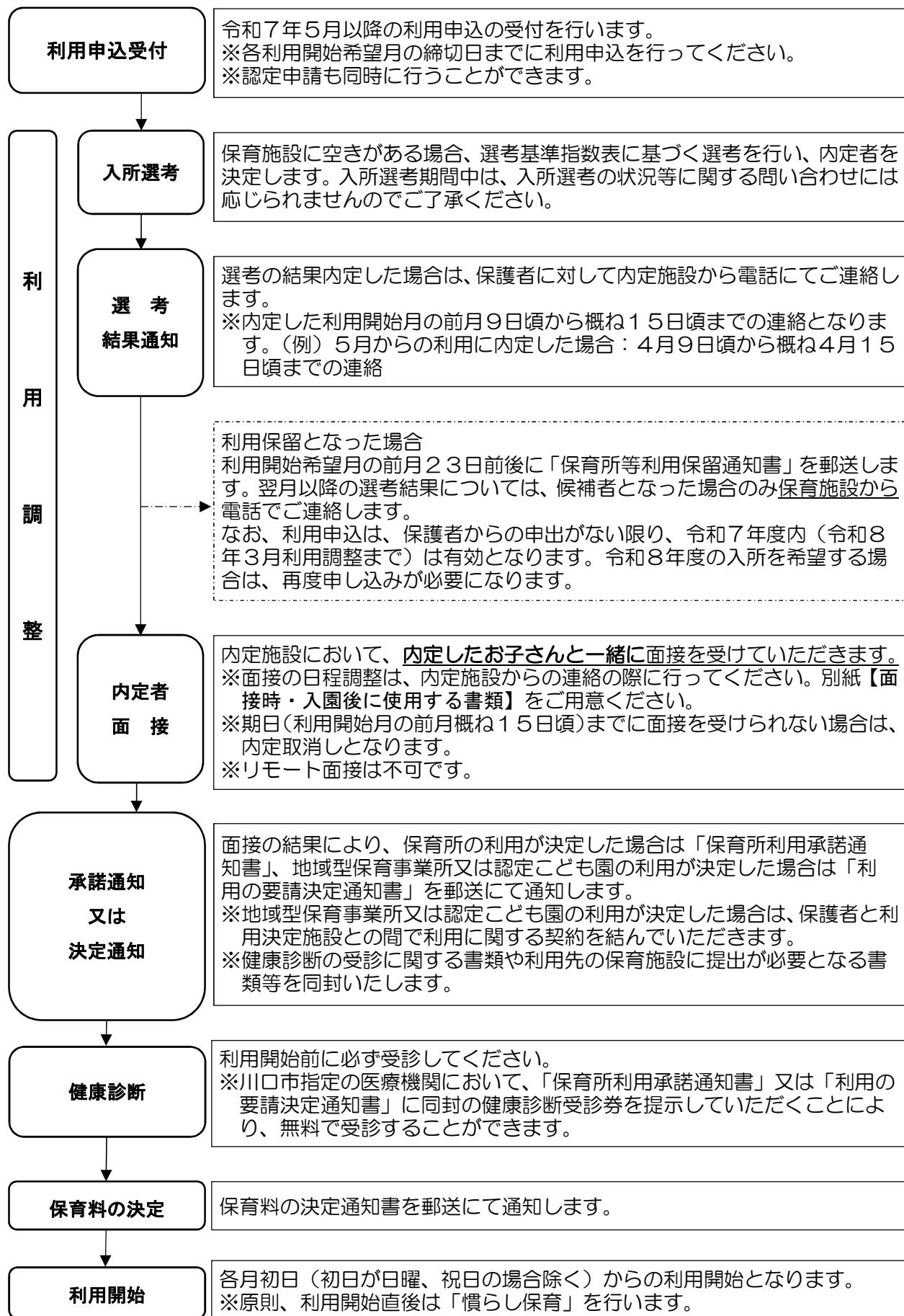
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/050/4/32356.html>



【2月・3月利用申込の注意事項】

※「翌年度も0歳児」となるお子さん（令和7年度申込では、令和7年4月2日以降に生まれたお子さん）は、令和8年4月の入所予定状況によって、2月・3月に空きがあっても入所のご案内ができないことがありますので、ご了承ください。

■利用申込から利用開始までの流れ（令和7年5月以降）



6 利用申込に必要な書類について

■利用申込に必要となる書類等

利用申込に必要となる書類等は、次の1及び2となります。

- 1 すべてのかたに提出していただく書類（下表参照）
- 2 家庭やお子さんの状況に応じて提出していただく書類（16～20ページ参照）

1 すべての方に提出していただく書類

提出書類	留意事項
保育所等利用申込に係る チェックシート (重要事項確認票)	※利用申込をするお子さん1人につき1枚必要となります。 ※各項目を確認し、保護者が署名のうえ提出してください。 ※「川口市内在住者用」のものを使用してください。 ※利用申込年度と同じ年度のものを提出してください。
教育・保育給付認定申請書	※利用申込をするお子さん1人につき1枚必要となります。 ※既に認定を受けているかたにつきましても、内容に変更等がないかを確認するため、再度提出をお願いします。 ※申請書には、個人番号（マイナンバー）の記入及びその確認書類の提示が必要となります。詳細は7ページの「個人番号（マイナンバー）の提供について」をご確認ください。
身元確認書類	※認定申請の際に必要です。
番号確認書類	※詳細は7ページの「個人番号（マイナンバー）の提供について」をご確認ください。
保育所等利用申込書	※利用申込をするお子さん1人につき1枚必要となります。
保育の必要性の事由を確認するための書類 (13～16ページ参照)	※父母ともに提出が必要となります。 ※同時に2人以上のお子さんの利用申込をする場合は、最も年齢の高いお子さんに原本を提出していただき、それ以外のお子さんには当該書類をコピーして提出してください。

↓ 保護者（父母それぞれ）の状況に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労（1か月当たりの就労時間が64時間以上） ※法人代表者又は個人事業主を除く ※勤務する会社の代表者が親族である場合を除く	・就労証明書	必ず就労先事業者に作成を依頼してください。 就労先事業所に無断で作成又は改変を行った場合は、内定取り消し（入所後は退所）となります。 <就労証明書を準備する際の注意> ※川口市が指定する様式を使用してください。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って3か月以内に発行された書類が有効です。 ※複数の勤務先で就労されているかたは、それぞれの勤務先の就労証明書が必要です。

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労（1か月当たりの就労時間が64時間以上） ※法人代表者又は個人事業主である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・（法人の場合） 法人事業概況説明書（又は会社概況書「1.総括表」）の両面の写し ・（個人の場合） 青色申告決算書（又は収支内訳書）の1枚目、2枚目控えの写し 	<p>※前頁＜就労証明書を準備する際の注意＞をご確認ください。</p> <p>※令和7年1月以降に開業したなど、やむを得ない理由により左記書類の提出ができない場合は、直近3か月分の収入が分かる書類（請負契約書や受注票等）を提出してください。書類が提出できない場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。</p> <p>※就労時間は、収入（売上）金額を埼玉県の最低賃金1,028円（令和5年10月1日時点）で割り返して算出します（割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く）。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。</p> <p>※事業収入以外にも給与収入がある方につきましては、左記書類のほか、追加で確定申告書（第1表、第2表）などを求める場合があります。</p>
就労（1か月当たりの就労時間が64時間以上） ※勤務する会社の代表者が親族である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・（代表者が配偶者） 就労実態申告票 ・（代表者が配偶者以外） 直近3か月分の給与明細の写し 	<p>必ず就労先事業者に作成を依頼してください。</p> <p>就労先事業所に無断で作成又は改変を行った場合は、内定取り消し（入所後は退所）となります。</p> <p>※親族とは、就労者本人からみて、3親等内の親族のことを指します。</p> <p>※前頁＜就労証明書を準備する際の注意＞をご確認ください。</p> <p>※給与明細の提出ができない場合や、就労実態申告票の提出がされない場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。</p> <p>※勤務する会社の代表者が配偶者以外の親族の場合、就労時間は、給料を埼玉県の最低賃金1,028円（令和5年10月1日時点のもの）で割り返して算出します（割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く）。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。</p> <p>※1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合は保育所等利用に関する誓約書の提出もあわせて必要です。</p>

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労（1か月当たりの就労時間が64時間未満）	・就労証明書 ・保育所等利用に関する誓約書	※川口市が指定する様式を使用してください。
内職	・就労証明書 ・保育所等利用に関する誓約書 ・収入の分かる書類	※直近3か月分の収入が分かる書類（請負契約書や受注票等）を提出してください。書類が提出できない場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※就労時間は、収入（売上）金額を埼玉県の最低賃金1,028円（令和5年10月1日時点）で割り返して算出します（割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く）。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合には、就労として扱えないため、求職活動としての取り扱いとなります。 ※就労証明書、保育所等利用に関する誓約書については、川口市が指定する様式を使用してください。 ※37ページQ12をご確認ください。
就労内定	・就労証明書	就労内定の場合は、必ず就労先事業者に作成を依頼してください。 就労先事業所に無断で作成又は改変を行った場合は、内定取り消し（入所後は退所）となります。 ※川口市が指定する様式を使用してください。 ※就労予定時間を記載してください。
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し	※母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されている部分をコピーして提出してください。
障害	・障害者（療育）手帳の写し	※氏名や等級・有効期限（判定日）が記載されている部分をコピーして提出してください。（有効期限（判定日）内のもの）
病気・怪我（入院中）	・ア～イのいずれかの書類 ア　診断書 イ　入院計画書の写し	※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※診断書は、保護者の方が家庭で保育ができない旨と治療等に要する期間の記載が必要です。
病気・怪我（入院中以外）	・診断書	※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※保護者の方が家庭で保育ができない旨と治療等に要する期間の記載が必要です。
災害復旧	・罹災証明書	※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
同居親族の介護・看護 (1か月当たりの介護・看護時間が64時間以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・看護状況申告書 ・ア～ウのいずれかの書類 <p>ア 診断書(入院計画書の写し)</p> <p>イ 介護保険被保険者証の写し</p> <p>ウ 障害者(療育)手帳の写し</p>	<p>※介護・看護状況申告書は川口市所定様式を使用してください。</p> <p>※診断書(被介護者が入院しており、入院中も介護・看護が必要な場合は、入院計画書でも可)は、利用申込日(郵送の場合は到着日)の6か月前までに発行されたものが有効です。</p> <p>※介護保険被保険者証は、認定が記載されている部分をコピーして提出してください。</p> <p>※障害者(療育)手帳は、氏名や等級・有効期限(判定日)が記載されている部分をコピーして提出してください。(有効期限内のもの)</p>
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等利用に関する誓約書 	※川口市所定様式を使用してください。
就学(1か月当たりの就学時間が64時間以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・時間割表 ・卒業予定日を示す書類の写し 	<p>※通信教育は就学と認めていません。</p> <p>※在学証明書が提出できない場合は、学生証のコピーを提出してください。</p> <p>※オンラインの授業を受けている場合は、時間割表にどの授業がオンライン授業か記載をしてください。</p> <p>※時間割表は、1週間当たりの授業時間等が分かる書類を提出してください。</p>
就学予定(1か月当たりの就学時間が64時間以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所希望月に入学することが確認できる合格通知書の写し ・時間割表 ・卒業予定日を示す書類の写し 	<p>※通信教育は就学と認めていません。</p> <p>※オンラインの授業を受ける場合は、時間割表にどの授業がオンライン授業か記載をしてください。</p> <p>※時間割表は、1週間当たりの授業時間等が分かる書類を提出してください。</p>
虐待やDVのおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・公的機関が発行する証明書(保護命令書、保護証明書等) 	<p>※申立書は、川口市所定様式を使用してください。</p> <p>※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。</p>

2 家庭やお子さんの状況に応じて提出していただく書類

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
保護者が外国籍である	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの写し(両面) 	<p>※父母共に外国籍の場合、両親分が必要です。</p> <p>※在留資格が「特定活動」の場合は、特定活動の指定書の写しも同時に提出していただく場合があります。</p> <p>※就労・求職活動を理由に利用申込を行う場合は、利用申込日時点で就労許可が下りていることが確認できる在留カードの提出が必要です。</p>

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
母子・父子家庭である	・戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）	<p>※お子さんを監護しているかたの戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）をご提出ください。母子家庭なら母、父子家庭なら父の戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）が必要です。</p> <p>※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。</p> <p>※6か月前までに発行されたものであっても現状と異なる場合は、最新の状況が記載されたものを提出してください。</p> <p>※手続き中等の理由により戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）を提出できない場合は「離婚届受理証明書」を提出してください。</p> <p>※現に同居している場合（住民票が同一の場合を含む）は、母子・父子家庭とは認められません。</p> <p>※外国籍の方で戸籍を提出できない場合は、「申立書（外国籍のひとり親専用）」を保育幼稚園課ホームページよりダウンロードして提出してください。</p>
保護者が離婚を前提に別居している	・離婚調停中又は裁判中であることを証する書類の写し	<p>※書類が提出できない場合は、父母どちらかのみが保護者であるとは認められませんので、別居中の配偶者の保育の必要性の事由を確認するための書類の提出が必要となります。</p>
虐待やDVにより避難している	・申立書 ・公的機関が発行する証明書（保護命令書、保護証明書等）	<p>※申立書は、川口市所定様式を使用してください。</p> <p>※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。</p>
保護者が拘禁中である	・拘禁中であることを証する書類	
保護者が指定難病医療等の給付を受けている	・ア～エのいずれかの写し ア 指定難病に係る医療受給者証 イ 特定疾患医療受給者証 ウ 県単独指定難病医療受給者証 エ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療受給者証	

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
利用申込世帯が生活保護を受給している	・ 生活保護受給者証の写し	
同居している親族が障害者（療育）手帳の交付を受けている	・ 障害者（療育）手帳の写し	※氏名や等級・有効期限（判定日）が記載されている部分をコピーして提出してください。（有効期限（判定日）内のもの）
利用申込をするお子さんが幼稚園に在園している	・ 在籍（在園）証明書	※川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って3か月以内に発行された書類が有効です。
利用申込をするお子さんが認可外保育施設等を利用している	・ 在籍（在園）証明書	※川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）の3か月前までに発行されたものが有効です。 ※在籍（在園）証明書が提出できない場合は、在籍施設名及び在籍していることが分かる書類（保育料の領収書や出席カード等）の写しを提出してください。
利用申込をするお子さんが一時預かりを利用してあり、直近1か月間で10日以上利用している	・ 直近1か月間で10日以上利用していることが確認できる書類の写し	※利用申込日又は提出日（郵送の場合は到着日）から起算した1か月間の利用日数が分かる書類（利用料の領収書等）の写しを提出してください。 ※利用申込日又は提出日（郵送の場合は到着日）から起算した1か月間で10日以上利用していることが確認できる場合には、利用調整上、加点の対象となります。（保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合を除く）

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
保護者が保育士等（保健師・看護師・准看護師又は幼稚園教諭）で、市内の認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園又は幼稚園にて就労（または就労内定）している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士等の資格を証する書類の写し ・ 同意書 	<p>※同意書は、川口市所定様式（最新の様式のもの）を使用してください。</p> <p>※現在就労（または就労が内定）している認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園又は幼稚園へお問い合わせください。</p> <p>※市外在住者でこちらに該当する場合は、お申し込み前に保育幼稚園課入所係にお問い合わせください。</p> <p>※書類の提出がなくても不足書類にはなりませんが、提出されると加点対象となります。</p>
里親委託している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親であることを証明する書類 	<p>※里親委託（措置）決定通知書など里親であることを証明する書類の写しを提出してください。</p>
育児休業延長を許容できるかた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業延長の許容に関する申出書 	<p>※申出書を提出した場合、利用調整（選考）において減点されますので、育児休業の延長を許容できるかたのみ提出してください。</p> <p>※この申出書は利用保留を保障するものではありません。減点後の指数で利用選考を行った結果、希望した保育施設に空きがある場合は利用内定となります。</p> <p>※申出書を取り下げる場合は、申込内容変更届の提出が必要となります。</p>
保育施設の利用開始希望月が令和7年8月以前の方で、令和6年1月1日時点で川口市に住民登録がないかた（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ア～ウのいずれか ア 令和6年度市民税課税（又は非課税）証明書 イ 令和6年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し ウ 令和6年度市民税・県民税納税通知書の写し 	<p>※対象年度及び対象者名、課税について全項目が記載されたものが必要です。</p> <p>※対象期間の所得が未申告の場合は、前住所の市区町村で申告したうえで、当該申告内容が反映された左記ア～ウのいずれかの書類を提出してください。</p> <p>※令和6年1月1日時点で海外に居住しており、日本国内に住民登録がないかたは、保育料算定に関する申告票及び収入・所得控除が分かる書類の提出が必要です。 詳細は30ページをご確認ください。</p> <p>※税額が確認できない場合、入所選考時に不利になる可能性があります。</p>

家庭やお子さんの 状況	必要となる書類	留意事項
令和7年1月1日 時点で川口市に住 民登録がないかた (注1)	<p>・ア～ウのいずれか</p> <p>ア 令和7年度市民税課 税（又は非課税）証 明書</p> <p>イ 令和7年度市民税・ 県民税特別徴収税額 決定通知書の写し</p> <p>ウ 令和7年度市民税・ 県民税納税通知書の 写し</p>	<p>※対象年度及び対象者名、課税について全項目が記載されたものが必要です。</p> <p>※対象期間の所得が未申告の場合は、前住所の市区町村で申告したうえで、当該申告内容が反映された左記ア～ウのいずれかの書類を提出してください。</p> <p>※令和7年1月1日時点で海外に居住しており、日本国内に住民登録がないかたは、保育料算定に関する申告票及び収入・所得控除が分かる書類の提出が必要です。 詳細は30ページをご確認ください。</p> <p>※税額が確認できない場合、入所選考時に不利になる可能性があります。</p>

～（注1）市区町村民税額の確認について～

上表（注1）に該当しないかた（各時点で川口市に住民票がある方）で、市区町村民税が未申告の場合も、入所選考時に税額が確認できず不利になる可能性がありますので、ご注意ください（生活保護受給者等、市民税を課されない者も含む）。

7 利用申込に関する注意事項について

■利用申込時に書類の不備や不足があった場合

利用申込時に書類の不備や不足があった場合は、次の期限までに必要書類を提出してください。期限までに提出がない場合は、利用調整に反映することができませんので、あらかじめご了承ください。

利用申込区分	不足書類の提出期限	提出方法
令和7年5月以降の利用希望の申込に不備や不足があった場合	各月の利用申込締切日	郵送又は持参

※締切日の17時15分必着となります。

※持参する場合は、保育幼稚園課（川口市役所第二庁舎3階）までお越しください。

令和7年8月ごろに庁舎の移転を予定しています。

移転後：新庁舎2期棟3階 保育幼稚園課（川口市青木2-1-1）

※郵送する場合の宛先は、以下のとおりとしてください。

郵送宛先：〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所保育幼稚園課入所係宛

※各月の利用申込締切日については、10ページにてご確認ください。

※上記期限内に提出された（郵送の場合は到着している）書類をもって選考を行いますので、期限に余裕をもって不備なくご提出ください。記載内容等に不備や不明確な点がある場合は、選考不可、あるいは選考に不利となることがあります。

※利用申込後に電話番号や世帯の変更（世帯員の増員等）があった場合は、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。

※育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、お申込みください。育児休業給付金の支給期間延長の手続きに必要な書類については、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

■保育幼稚園課へ届出が必要な場合

申込有効期間内に申込時と状況が変わった場合は、速やかに変更後の必要書類をご提出ください。各種届出は隨時受け付けますが、各入所希望月の申込有効期間に提出されたものが、該当月の利用調整に反映されます。各種届出がなく、連絡が取れない場合は、入所が認められなかったり、内定取消になる場合があります。

■就労証明書について

就労証明書につきましては、保護者記入欄以外のすべての部分を就労先事業者等に作成していただき、ご提出ください（自営業主の場合を除く）。就労先事業者等に無断で作成又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があるほか、内定取り消し（入所後は退所）となります。なお、提出された就労証明書に疑義がある場合は、就労先事業者等に照会させていただきますので、予めご了承

ください。また、提出された就労証明書に不備・不足がある場合は、返却させていただくことがあります。修正後の就労証明書が不足書類の提出期限内に提出いただけない場合は、選考できません。

■育児休業又は産前産後休業からの復帰について

保育施設の利用開始日時点で育児休業又は産前産後休業を取得している場合、保育施設利用開始月の翌月15日までに職場復帰したうえで、「就労証明書」を提出してください。期限以内に就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。

※申込児童（入所児童）以外の上記休業を取得している場合も該当します。

※保育施設入所後に職場復帰しその後、次子の産前休業に入り、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業中も利用を継続できます。

出産予定日により申込の方法が変わることがありますので、出産を予定しているかたにつきましては、保育幼稚園課までご相談いただき、お申込みください。

■申込みから入所までの変更について

川口市では、入所選考の公平性の観点から、利用申込時の状況を入所後も一定期間継続することをお願いしています。利用申込後に家庭の状況に変更（勤務先や勤務時間の変更、退職、離婚、同居者の増減）があった場合には、選考指数の見直しが必要となる可能性がありますので、必ず保育幼稚園課に必要書類を提出してください。変更後に提出がない場合は、内定を取り消すことがあります。なお、保育施設入所時点において、利用申込書に記載された、保育所等の利用を必要とする理由と異なる場合（就労で申込みを行ったが、退職し入所時点で求職活動となった場合など）は、退所となります。ただし、申込時点では判明していなかった疾病や介護等により就労ができなくなった場合は、その状況により判断することとなりますので、保育幼稚園課へご相談ください。

申込時点において、現在の職場を退職することを予定している場合や、就労内容を変更する予定がある場合は入所予定時点の状況で申込みを行っていただくようお願いします。

状況により提出書類が異なりますので、該当するかたは、保育幼稚園課までご相談いただき、お申込みください。

■兄弟姉妹同時に利用申込を行う場合

兄弟姉妹で同時に利用申込を行う場合、利用申込書の裏面3の記入が必要となります。選択した番号は、入所選考に大きく影響しますので、慎重に検討のうえ記入してください。

また、利用申込後に兄弟姉妹の入所条件を変更したい場合は、「申込内容変更届」を利用申込締切日までにご提出ください。

利用申込書の裏面3

- ① 同時期・同施設のみ(兄弟姉妹が同一時期に同一保育所等を利用できるまでは待機する)
- ② 同時期・別施設可(兄弟姉妹と同一時期であれば別々の保育所等でも利用できればよい)
- ③ 別時期・別施設可(兄弟姉妹と同一時期に保育所等を利用できなければ先に一人でも利用を希望する)
 - ア 兄弟同一施設優先(希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への利用を優先する)
 - イ 希望順位優先(兄弟姉妹、同一の保育所等よりも希望順位の高い保育所等への利用を優先する)

選択番号	利用希望施設を記入する際の注意事項
①	すべての順番をそろえて記入してください。
②-ア ③-ア	同時に利用をしたい保育施設までは、順番をそろえて記入してください。
②-イ ③-イ	それぞれが利用をしたい順番で記入してください。

※ア、イについては、あくまで複数の保育施設で内定者となった場合の優先項目となります。

～選択した番号に係る入所選考の例～

兄弟姉妹の同時申込に係る利用調整は、兄弟姉妹個々に入所選考を行った後、兄弟姉妹の利用条件に基づいて再度入所選考を行います。以下は、選択した番号が入所選考結果に及ぼす影響についての例示になりますので、参考としてください。

兄弟で同時に申込を行った場合の例示

※表中の「○」は兄弟個々に入所選考を行った時点で内定者となったことを表しています。

1 ①を選択した場合

(例1)

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	×
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄弟の利用条件を反映



選考結果	利用保留	利用保留

(例2)

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	○
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄弟の利用条件を反映



選考結果	利用保留	利用保留

2 ②-アを選択した場合

(例1)

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	×
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄妹の利用条件を反映



選考結果	利用保留	利用保留
------	------	------

(例2)

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	○
第3希望	C保育所	○	C保育所	○

兄妹の利用条件を反映



選考結果	C保育所	C保育所
------	------	------

3 ②-イを選択した場合

(例1)

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	×
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄妹の利用条件を反映



選考結果	利用保留	利用保留
------	------	------

(例2)

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	○
第3希望	C保育所	○	C保育所	○

兄妹の利用条件を反映



選考結果	A保育所	B保育所
------	------	------

4 ③-アを選択した場合

(例1)

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	×
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄妹の利用条件を反映



選考結果	A保育所	利用保留
------	------	------

(例2)

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	○
第3希望	C保育所	○	C保育所	○

兄妹の利用条件を反映



選考結果	C保育所	C保育所
------	------	------

5 ③-イを選択した場合

(例1)

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	×
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄妹の利用条件を反映



選考結果	A保育所	利用保留
------	------	------

(例2)

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	○
第3希望	C保育所	○	C保育所	○

兄妹の利用条件を反映



選考結果	A保育所	B保育所
------	------	------

※③-ア又は③-イを選択した場合で、先に1人しか保育施設を利用できなかった場合も、育児休業中

や求職活動中の方は就労を開始することが条件となります。

8 川口市外からの申込・川口市外の保育施設の申込方法について

■川口市外にお住まいの方が川口市内の保育施設の利用申込をする場合

川口市外にお住まいの方が、川口市内の保育施設の利用を希望する場合、A【利用希望月の前月末までに川口市に転入し、川口市民として利用する予定のかた】又はB【川口市に転入予定がなく、お住まいの市外住所からの通園を希望するかた】が申込できます。利用申込方法等は、次のとおりです。不明な点がある場合は、保育幼稚園課へ事前にお問い合わせください。

【A】【B】共通の留意事項

(1) 内定者となつたお子さんについては、定められた期限までに内定施設において面接を受けてい

ただく必要があります。現在の居住地が遠方である等の理由であっても、期限までに面接を受けられない場合は、内定取消しとなります。

面接の詳細については、利用申込から利用開始までの流れをご確認ください。

(2) 市外認可保育所等に在籍しているかたで川口市の保育施設の利用が決まった場合は、必ず利用

開始月の前月末までに市外認可保育所等の退所手続きをしてください。

A【利用希望月の前月末までに川口市に転入し、川口市民として利用する予定のかた】

書類の提出先・提出期限	川口市民のかたと同じ手続き方法です。 各月の利用申込締切日（10ページ参照）までに郵送又は窓口にてご提出ください。
利用申込に必要な書類	<p>※川口市様式を使用してください。住所欄は現住所で記入してください。</p> <p>ア 利用申込書 イ 保育の必要性の事由が確認できる書類（13～16ページ参照） ウ 家庭やお子さんの状況に応じて提出していただく書類（16～20ページ参照）</p> <p>※転入に伴い就労状況等が変更になる方は追加で書類を求める場合があります。お申込み前にご相談ください。</p> <p>エ 市区町村民税額が確認できる書類（30ページ参照） オ <u>（※市外在住者用）</u>保育所等利用申込に係るチェックシート（保育幼稚園課ホームページからダウンロード） カ 教育・保育給付認定申請書 キ 「番号確認書類」と「身元確認書類」 ※詳細は7ページ「個人番号（マイナンバー）の提供について」をご確認ください。 ク 利用希望月の前月末までに川口市に転入することが確認できる書類（契約済の不動産売買契約書、賃貸借契約書等）の写し ※下記項目の記載部分をコピーしてください。 不動産売買契約書の場合：買主と売主、建物の所在地、物件引渡し予定日。 賃貸借契約書の場合：賃貸人と賃借人、物件の所在地、契約期間。 ※現に川口市内に居住しているかたと同居予定の場合は、オ<u>（※市外在住者用）</u>「保育所等利用申込に係るチェックシート」にて同居予定について記入してください。 ※提出が無い場合や内容に不備がある場合は、入所選考上、15点の減点となります。 ケ 市外認可保育所等に在籍しているかたは、在籍（在園）証明書</p>

保育施設の利用の可否に関わらず、必ず利用希望月の前月末日までに、転入の手続き（住民票の異動を含む）をしたうえで、あらためて利用申込＜転入後本申込＞を行ってください。

＜転入後本申込について＞

利用希望月の前月末日までに保育幼稚園課へ連絡するか、保育幼稚園課窓口に来庁してください。（前月末日が閉庁日の場合は、翌開庁日の正午まで本申込を受付いたします。ただし、住民票の異動等の手続きは利用希望月の前月末日までに行う必要がありますので、ご注意ください。）
※利用申込時と保護者の状況等が異なる（勤務地変更等）場合、追加で書類を提出していただくことがあります。変更がある場合は、事前に保育幼稚園課へお問い合わせください。
※利用希望月の前月末日までに本申込を行わなかった（前月末日が閉庁日の場合を除く）場合は、内定及び利用申込が取消しとなります。また、保留になった方で転入後も、転入前の市区町村で利用していた保育施設を継続して利用したい場合、その可否については転入前の市区町村へ事前にお問い合わせください。

B【川口市に転入予定がなく、お住まいの市外住所からの通園を希望するか】

書類の提出先・提出期限	※お住まいの市区町村にご提出ください。提出方法はお住まいの市区町村にご確認ください。 ※各月の利用申込締切日（10ページ参照）までに川口市保育幼稚園課必着となります。お住まいの市区町村が事務処理に要する期間や郵送期間もありますので、書類の提出期限については、事前にお住まいの市区町村にご確認ください。
利用申込に必要な書類	※川口市様式を使用してください。 ア 利用申込書 イ 保育の必要性の事由が確認できる書類（13～16ページ参照） ウ 家庭やお子さんの状況に応じて提出していただく書類（16～20ページ参照） エ 市区町村民税額が確認できる書類（30ページ参照） オ <u>（※市外在住者用）</u> 保育所等利用申込に係るチェックシート（保育幼稚園課ホームページからダウンロード）

※川口市外在住者として取り扱うため、入所選考上、15点の減点となります。（保育士等の子どもの優先入所制度を利用する場合又は母の保育の必要性の事由が妊娠・出産の場合を除く。）
※利用が決定した場合、利用期間は利用開始月が属する年度の3月末までとなります。（母の保育の必要性の事由が妊娠・出産の場合を除く。）翌年度以降も継続希望の場合は、再度利用申込が必要となります。また、利用調整の結果、継続して利用できない場合があります。ただし、保育士等の子どもの優先入所の適用を受けている児童については、24か月の継続勤務が終了した後も川口市内に所在する教育・保育施設にて勤務が継続する限りは卒園まで在園が可能です。
※お住まいの市区町村にご提出いただいた書類に不備等があった場合には、原則、お住まいの市区町村を通してご連絡いたします。申込の結果の通知や、内定後の面接、健康診断等のご案内もお住まいの市区町村を通して行います。

■川口市にお住まいの方が川口市外の保育施設の利用申込をする場合

川口市にお住まいの方が、川口市外の保育施設の利用申込をする場合については次の通りです。
利用申込方法、提出書類、締切日等について、事前に申込先市区町村の保育担当課に必ず確認を行ったうえで手続きを行ってください。

川口市から転出後に市外保育施設を利用する予定のあるかた	
利用申込受付先	<p>申込先市区町村の保育担当課</p> <p>※詳細については申込先市区町村へお問い合わせください。</p> <p>※申込先市区町村によっては「受付先は川口市である」とご案内される場合がありますが、川口市では転出予定のあるかたは原則として転出先への直接申込をお願いしておりますので、申込先市区町村にもその旨をお伝えください。</p>
留意事項	<p>【川口市内認可保育施設を利用中のかた】</p> <p>※申込先市区町村で認可保育施設への入所が決定した場合は、必ず<u>入所月の前月末までに川口市内認可保育施設の退園手続きを行ってください。</u></p>
川口市にお住まいで川口市から市外の保育施設を利用する予定のあるかた	
利用申込方法	<p>川口市保育幼稚園課へ郵送又は持参</p> <p>※利用申込書は川口市内の保育施設へのお申込みとは分けて提出してください。</p>
書類の提出期限	<p>申込先市区町村が定める締切日より1週間前まで（必着）</p> <p>※事務処理や郵送に時間を要しますので、必ず上記までにご提出ください。</p>
利用申込に必要となる書類	<p>ア 市外保育所等利用申込に関する確認書 (保育幼稚園課ホームページからダウンロード)</p> <p>イ 教育・保育給付認定申請書 ※川口市の所定様式でご提出ください。</p> <p>ウ 保育所等利用申込書</p> <p>エ 保育の必要性の事由を確認するための書類（13～16ページ参照） ※ウ・エについては原則、川口市の所定様式を使用してください。ただし、申込自治体より当該自治体の様式を求められた場合は、その様式を使用していただいて構いません。また、記載内容によっては川口市の所定様式を追加で求められる場合があります。</p> <p>オ 身元確認書類・個人番号（マイナンバー）の確認書類</p> <p>カ その他、申込先自治体が求める書類 ※課税確認書類、児童の記録、確認書など、必要書類はご自身でご確認をお願いいたします。</p>
留意事項	<ol style="list-style-type: none">① 市区町村によっては、市外のかたの保育施設の利用を制限している場合がありますので、事前にご確認ください。② 入所後の利用条件は市区町村によって異なる場合がありますので、事前にご確認ください。③ 川口市民のかたの保育料は、利用施設の所在地に関わらず川口市利用者負担額徴収基準表に基づき決定されます。あらかじめご了承ください。

9 保育料について

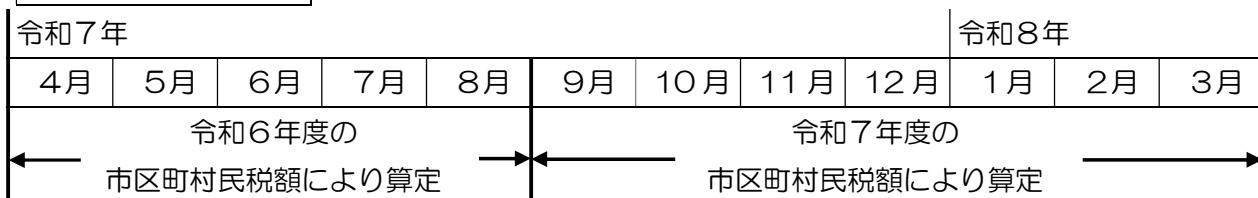
ご負担いただく保育料は、保育施設の運営に必要となる経費の貴重な財源となっています。納付期限内に納付がない場合は、督促状や催告書の発送、財産調査及び差押え等の処分を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

■保育料の決定方法

保育施設の利用にかかる保育料は、保護者（父母）の市区町村民税額をもとに、4月と9月の年に2回、川口市が定める保育料徴収基準表（次ページに掲載）により決定します。

なお、令和7年4月～令和7年8月分の保育料は令和6年度の市区町村民税額、令和7年9月～令和8年3月分の保育料は令和7年度の市区町村民税額をもとに決定します。

保育料の算定イメージ



■保育料の決定に関する注意事項

- 保育料を決定する際の市区町村民税額は、住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）や寄附金控除（ふるさと納税等）などの適用を受ける前の額により決定します。
- 税未申告や必要書類の未提出等の理由により市区町村民税額が確認できない場合の保育料は最高額（第14階層）での決定となります。
- 保護者が市区町村民税非課税の場合で、父母以外の保護者（祖父母）が「家計の主宰者」と判断される場合は、その方の市区町村民税額を含めて保育料を算定します。
- ひとり親家庭のかたであっても、パートナーと同居している場合には、そのかたを保護者とみなし、収入を合算した上で保育料の決定を行います。婚姻の意思の有無は問いません。世帯員の変更があった場合は速やかに書類を提出してください。

■保育施設における実費徴収及び上乗せ徴収費用

保育施設では、下記の保育料の他に、各保育施設で定めた実費徴収費用（文房具代、遠足費用、主食費、副食費等）や、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価（上乗せ徴収費用）がかかります。また、一部の保育施設では入園料も徴収する場合があります。

保育施設によって、徴収費用は大きく異なる場合がありますので、事前に各保育施設に直接お問い合わせください。

3～5歳児クラスは給食費（主食費・副食費）の徴収を行います。副食費については、世帯の課税状況や世帯の構成等に基づき免除となる場合があります。課税状況や世帯の構成等の変更に伴い徴収免除の条件に該当することとなった場合は、保育幼稚園課への手続きが必要となります。**変更が生じた際は、速やかに必要書類を提出してください。**なお、給食費のうち主食費については免除の対象外となります。

■保育料徴収基準表

保育認定（2又は3号）を受けたかたの保育料は、以下の基準表のとおりです。

※1号認定を受けた方については、保育料は無償です。（実費徴収及び上乗せ徴収費用を除く）

(単位：円)

階層区分	定義	0～2歳児クラス		3～5歳児 クラス
		保育標準時間	保育短時間	幼児教育・保育無償化の実施により、 保育料は無償です。
第1階層	生活保護受給世帯	0	0	
第2階層	市区町村民税非課税世帯	0	0	
第3階層	市区町村民税均等割のみ課税世帯	6,000	5,800	
第4階層	48,600円未満	9,000	8,800	
第5階層	48,600円以上 58,700円未満	12,500	12,200	
第6階層	58,700円以上 97,000円未満	19,500	19,100	
第7階層	97,000円以上 131,300円未満	33,000	32,400	
第8階層	131,300円以上 169,000円未満	44,000	43,200	
第9階層	169,000円以上 213,000円未満	54,000	53,000	
第10階層	213,000円以上 257,000円未満	57,000	56,000	
第11階層	257,000円以上 301,000円未満	60,000	58,900	
第12階層	301,000円以上 349,000円未満	63,000	61,900	
第13階層	349,000円以上 397,000円未満	66,000	64,800	
第14階層	397,000円以上	69,000	67,800	

■保育料の納付方法

利用保育施設	納付方法等
保育所	<p>川口市に納付していただきます。納付方法については、<u>原則、口座振替をお願いしております。</u></p> <p>保育料の決定通知書に「口座振替申込書」を同封いたしますので、各金融機関での手続きをお願いいたします。</p> <p>なお、<u>手続き完了後から口座振替が開始されるまで1～2か月程度を要すること</u>があり、その期間については、納付書による納付をお願いすることになりますので、あらかじめご了承ください。口座振替を利用しないかにつきましては、納付書による納付となります。</p>
地域型保育事業所	地域型保育事業者が定める方法により納付してください。
認定こども園	認定こども園が定める方法により納付してください。

■保育料の決定に必要となる手続き等

保育料の決定に必要となる手続きは次のとおりとなります。該当する場合は、手続きを行ってください。なお、以下の書類は入所選考でも使用しますので、必要となる手続き等を利用申込時に行ってください。
※川口市に住民登録があり、給与所得のみのかたで、かつ勤務先から給与支払報告書が川口市に提出されている方は「申告済」の扱いとなります。

○令和7年4月～令和7年8月分の保育料額の決定に必要な手続き等

住民登録の有無	申告の有無	必要となる手続き等
令和6年1月1日 時点で川口市に住 民登録があるかた	申告済	手続きの必要はありません。
	未申告	川口市市民税課で申告を行ってください。
令和6年1月1日 時点で川口市に住 民登録がないかた	申告済	次のア～ウのいずれかの書類を提出してください。 ア 令和6年度市民税課税（又は非課税）証明書 イ 令和6年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し ウ 令和6年度市民税・県民税納税通知書の写し ※対象年度及び対象者名、課税について全項目が記載されたもの が必要です。
	未申告	前住所の市区町村で申告したうえで、当該申告内容が反映された 上記ア～ウのいずれかの書類を提出してください。

○令和7年9月～令和8年3月分の保育料額の決定に必要な手続き等

住民登録の有無	申告の有無	必要となる手続き等
令和7年1月1日 時点で川口市に住 民登録があるかた	申告済	手続きの必要はありません。
	未申告	川口市市民税課で申告を行ってください。
令和7年1月1日 時点で川口市に住 民登録がないかた	申告済	次のア～ウのいずれかの書類を提出してください。 ア 令和7年度市民税課税（又は非課税）証明書 イ 令和7年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し ウ 令和7年度市民税・県民税納税通知書の写し ※対象年度及び対象者名、課税について全項目が記載されたもの が必要です。
	未申告	前住所の市区町村で申告したうえで、当該申告内容が反映された 上記ア～ウのいずれかの書類を提出してください。

海外に居住しており、日本国内に住民登録がない方は、下記を提出してください。

※保育料算定に関する申告票（川口市所定様式を保育幼稚園課ホームページよりダウンロードして
使用してください。）

※収入・所得控除がわかる書類（対象期間及び収入・所得控除額がわかるもの）

※収入がなかった方や、収入・所得控除がわかる書類の提出ができない方は、申立書の提出が必要で
す。（申立書もダウンロードすることができます。）

■保育料の軽減や補助制度

保育料に対する多子軽減

川口市では、多子世帯に対する保育料の軽減を実施しています。軽減を受けるための手続き等については、保育料の決定の際にお知らせします。

実費徴収補足給付事業

川口市では、生活保護受給世帯に対し、実費徴収費用の一部又は全部を補助する事業を実施しています。補助を受けるための手続き等については、保育施設の利用開始後、改めてお知らせいたします。

10 その他の保育事業について

■一時預かり事業

保護者の就労、病気、冠婚葬祭、その他、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、小学校就学前のお子さんをお預かりする事業です。利用対象年齢、利用料金等が各施設により異なります。

詳細は下記ホームページをご覧いただき、利用希望の施設へ直接お問い合わせください。

《令和7年4月1日現在》

	施設名	所在地	電話番号
公設公営保育所	横曽根保育所	南町 1-2-37	048-497-0464
	南青木保育所	青木 1-4-4	048-251-7261
	上青木西保育所	上青木西 2-14-14	048-253-1708
	戸塚西保育所	北原台 3-18-10	048-295-0930
	里保育所	里 493-1	048-278-1061
	南鳩ヶ谷保育所	南鳩ヶ谷 6-6-18	048-278-1778
公設民営保育所	川口駅前保育園	川口 1-1-1 キュボ・ラ 8F	048-222-6011
	上青木保育所	上青木 5-5-55	048-265-6416
	芝南保育所	芝中田 2-3-1	048-266-6244
民設民営保育所	ういす川口本町保育園	本町 4-11-6	048-299-6601
	ういす川口元郷駅前保育園	元郷 1-4-21	048-229-4691
	みどりご園	弥平 2-2-14	048-226-3719
	あいう園	幸町 3-10-16	048-240-1621
	川口おおぞら保育園	石神 697	048-297-1002
	西川口クマさん保育所	並木 2-9-9	048-240-3175
	はなにこ保育園	本町 3-3-15	048-420-9615
	鳩ヶ谷キッズランド	坂下町 1-14-17	048-286-0116
	第2東川口鳩笛保育園	戸塚 2-3-30	048-452-4034

川口市HP 「一時預かり事業のご案内」

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/050/4/1743.html>



11 よくある問合せ

■教育・保育給付認定に関すること 35

- Q1 教育・保育給付認定とはなんですか? _____ 35
Q2 教育・保育給付認定の内容に変更があった場合はどうすればいいですか? _____ 35
Q3 3号認定から2号認定に変更となる場合も変更申請が必要ですか? _____ 35
Q4 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定は何が違うのですか? _____ 35

■利用申込に関すること 35

- Q5 利用申込前に保育施設の見学は必要ですか? _____ 35
Q6 市のホームページで募集人数を確認しました。募集人数が〇人の保育施設の利用申込はできないのですか? _____ 36
Q7 利用申込書の利用希望施設欄が第1〇希望まで記入できるようになっていますが、すべて記入しなければだめですか? _____ 36
Q8 利用希望施設を追加、変更、削除したい場合はどうしたら良いですか? _____ 36
Q9 市内認可保育所に勤務（もしくは採用予定）していますが、利用申込をする際に、自分が勤務（もしくは採用予定）している保育所を希望しても良いのですか? _____ 36
Q10 就労の最低基準が1か月当たり64時間との記載がありました。1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合でも利用申込はできますか? _____ 36
Q11 現在2か所で就労中です。どちらの証明も必要ですか? _____ 37
Q12 現在、内職をしていますが、利用申込はできますか? _____ 37
Q13 現在、就労はしていませんが、会社から内定をもらっています。就労内定の状態で利用申込はできますか? _____ 37
Q14 現在、起業に向けて準備中ですが、利用申込はできますか? _____ 37
Q15 現在、求職活動中です。求職活動中であっても、利用申込はできますか? _____ 38
Q16 転職を考えています。利用申込はできますか? _____ 38
Q17 現在、育児休業中です。育児休業期間中であっても、利用申込はできますか? _____ 38
Q18 現在、第2子を妊娠中です。第2子の産前産後休業期間が第1子の利用希望開始日と重なりますが、第1子の利用申込はできますか? _____ 39
Q19 今後妊娠する可能性があります。産前産後休業終了後、育児休業を取得する場合、現在申込している子は入所できますか? _____ 39
Q20 現在、第2子を妊娠中で、出産前後の期間のみ、上の子ども（第1子）を保育施設に預けたいのですが、利用申込はできますか? _____ 40
Q21 育児休業の延長（育児休業給付金の期間延長）を希望しています。必ず「保留」となる申込は可能ですか? _____ 40
Q22 利用申込の結果、保育施設に内定した場合、辞退することはできますか? _____ 41

■利用調整に関すること _____ 4 1

- Q23 利用申込の際、提出書類に不足がありました。不足書類を締切日までに提出できない場合、入所選考に影響がありますか？ _____ 4 1
- Q24 パートと正社員とでは、入所選考に影響がありますか？ _____ 4 1
- Q25 入所選考の結果、入所ができなかった場合、何か手続きはありますか？ _____ 4 1
- Q26 保育施設に内定し、内定者面接を行う予定ですが、現住所地が遠く、直接園に行くのが難しいため、リモートで面接を行うことはできますか？ _____ 4 2

■保育料に関すること _____ 4 2

- Q27 保育施設（公設公営保育所、公設民営保育所、民設民営保育所、地域型保育事業所、認定こども園）によって保育料に違いはありますか？ _____ 4 2
- Q28 保育施設を欠席した場合、保育料は日割り計算ですか？ _____ 4 2
- Q29 ひとり親世帯は保育料が無料ですか？ _____ 4 2
- Q30 令和元年10月から保育料の無償化が始まりましたが、保育施設を利用する場合は保育料が無料ですか？ _____ 4 3

■保育施設の利用開始後に関すること _____ 4 3

- Q31 慣らし保育は必ず行われるのですか？ _____ 4 3
- Q32 他の保育施設に転園したい場合はどうすればいいですか？ _____ 4 3
- Q33 他の保育施設に転園の候補者となった場合、転園の辞退はできますか？ _____ 4 3
- Q34 第2子の出産後に育児休業を取得します。現在、第1子が保育施設に在籍していますが、第1子は継続して保育施設を利用できますか？ _____ 4 4
- Q35 退職した場合、保育施設は退所になりますか？ _____ 4 4
- Q36 長期間、保育施設を欠席した場合はどうなりますか？ _____ 4 4

■教育・保育給付認定に関すること

Q1 教育・保育給付認定とはなんですか？

A1 保育施設の利用にあたって必要な認定です。

保護者の申請により川口市が認定を行い、認定された方に対し認定証を交付します。認定証には、認定番号や認定区分等が記載されており、保育施設の利用期間中に使用する場合がありますので、大切に保管してください。

※認定証は保育施設の利用の可否を決定するものではありませんので、ご注意ください。

Q2 教育・保育給付認定の内容に変更があった場合はどうすればいいですか？

A2 教育・保育給付認定変更申請書の提出が必要です。

認定証の有効期間内に、認定証の記載内容に変更があった場合は、教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。変更された認定は、原則、申請書受領日の翌月1日から適用となります。

Q3 3号認定から2号認定に変更となる場合も変更申請が必要ですか？

A3 変更申請の必要はありません。

3号認定のお子さんが満3歳に達したときは、川口市が2号認定に職権で変更し、変更後の認定証を送付します。

Q4 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定は何が違うのですか？

A4 利用する施設等により受ける認定が異なります。

施設等利用給付認定とは、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等を利用した場合に、その利用に応じて一定の金額までを無償とするために受ける必要がある認定です。

教育・保育給付認定とは異なる認定ですので、以前に施設等利用給付認定を受けていたとしても、保育施設の利用申込を行う場合は改めて教育・保育給付認定を申請する必要があります。

■利用申込に関すること

Q5 利用申込前に保育施設の見学は必要ですか？

A5 利用申込の前に保育施設の見学をおすすめします。

保育施設ごとに保育方針や特徴があり、ご自身で直接確認されることも利用希望保育施設を決定する重要な要素となると思いますので、見学することをおすすめします。なお、申込むお子さんの先天性疾患や発達等について、病院や施設へ相談しているかたにつきましては、希望する保育施設の見学及び相談を必ず行ってください。見学を希望する場合は、事前に見学を希望する保育施設に連絡をお願いします。

※認定こども園については、幼稚園の機能を併せ持つ施設であり、教育内容や費用にご納得いただいてから申込を行っていただきたいため、事前に各園での説明を受けられることを強く推奨します。

Q6 市のホームページで募集人数を確認しました。
募集人数が〇人の保育施設の利用申込はできないのですか？

A6 利用申込を行うことができます。
募集人数の公表後に利用中のお子さんが退園する等の理由により、募集人数が変更となる可能性もありますので、募集人数が〇人であっても、利用を希望する保育施設であれば、利用希望施設として記入してください。

Q7 利用申込書の利用希望施設欄が第1〇希望まで記入できるようになっていますが、すべて記入しなければだめですか？

A7 すべてを記入しなければならないわけではありません。

利用を希望する保育施設のみ記入してください。また、利用を希望する保育施設が11か所以上ある場合は、利用申込書の裏面記入欄に記入してください。最大で20か所まで記入することができます。

※利用申込書に記入していただいた保育施設は、すべて利用の意思があるものとして入所選考を行います。また、利用申込書に記入されていない保育施設は、空きがあっても案内を行いませんので、十分検討のうえ記入してください。

Q8 利用希望施設を追加、変更、削除したい場合はどうしたら良いですか？

A8 申込内容変更届を保育幼稚園課へ提出してください。

提出された直近の提出期限が該当する利用調整より、変更内容が反映されます。
提出方法及び提出期限については10ページをご覧ください。

Q9 市内認可保育所に勤務（もしくは採用予定）していますが、利用申込をする際に、自分が勤務（もしくは採用予定）している保育所を希望しても良いのですか？

A9 申込上は特に問題ありません。勤務先で支障がないかはご自身でご確認ください。

Q10 就労の最低基準が1か月当たり64時間との記載がありました。
1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合でも利用申込はできますか？

A10 利用申込を行うことができます。ただし、求職活動認定となります。

保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに最低基準（1か月64時間）を満たす就労時間に変更していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労時間を変更した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Q1 1 現在2か所で就労中です。どちらの証明も必要ですか？

A1 1 2か所の勤務先の就労証明書を提出してください。

複数の勤務先で就労している場合は、合計した就労時間を1か月の時間として指数化します。

Q1 2 現在、内職をしていますが、利用申込はできますか？

A1 2 利用申込を行うことができます。

ただし、就労時間は、収入を埼玉県の最低賃金1,028円（令和5年10月1日時点のもの）で割り返して算出します（割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く）。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合（1か月の収入が65,792円を下回る場合）は、就労の認定ができないため、保育所等利用に関する誓約書の提出をいただき求職活動認定となります。

求職活動認定の場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに就労形態を変更していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労形態を変更した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Q1 3 現在、就労はしていませんが、会社から内定をもらっています。

就労内定の状態で利用申込はできますか？

A1 3 利用申込を行うことができます。ただし、求職活動認定となります。

内定している場合は、就労証明書を採用予定として作成し、提出してください。

保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに就労を開始する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労を開始した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Q1 4 現在、起業に向けて準備中ですが、利用申込はできますか？

A1 4 利用申込を行うことができます。ただし、求職活動認定となります。

就労証明書を起業準備中として作成し、提出してください。

保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに起業し、就労を開始していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※起業し、就労を開始した際は「教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」及び「就労開始後3か月間の収入が分かる書類（請負契約書や受注票等）」を提出していただくことになります。

Q15 現在、求職活動中です。求職活動中であっても、利用申込はできますか？

A15 利用申込を行うことができます。

保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに就労を開始する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労を開始した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していくことになります。

Q16 転職を考えています。利用申込はできますか？

A16 利用申込を行うことができます

ただし、申込時と入所時の保育所等を利用と必要とする理由が異なる場合（申込時点では判明していないかった疾病や介護等により就労ができなくなった場合を除く）は、内定の取り消し（あるいは退所）となります（申込時は就労であったが、入所時は求職活動になる場合など）。転職を考えている場合は、時期や前職から間なく転職できるのか等ご検討の上、申込してください。なお、申込時点において、現在の職場を退職することを予定している場合や、就労内容を変更する予定がある場合は入所予定時点の状況で申込みを行っていただくようお願いします。状況により提出書類が異なりますので、該当するかたは、保育幼稚園課までご相談いただき、申込みください。

Q17 現在、育児休業中です。

育児休業期間中であっても、利用申込はできますか？

A17 利用申込を行うことができます。

利用開始月の翌月15日までに、育児休業を終了かつ就労を開始したうえで「就労証明書」を提出してください。翌月15日までに就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。

※利用申込を行ったお子さん以外の育児休業を取得している場合も、利用申込を行ったお子さんの利用開始月の翌月15日までに、育児休業を終了かつ就労を開始することが必要となります。

※令和7年4月入所の場合の育児休業の最大取得期間は令和7年5月14日までとなり、令和7年5月15日は勤務している状態であることが必須となります。

Q18 現在、第2子を妊娠中です。
第2子の産前産後休業期間が第1子の利用希望開始日と重なりますが、第1子の利用申込はできますか？

A18 利用申込を行うことができますが、母の保育の必要性の事由について、就労または妊娠・出産のどちらかを選択して申込んでいただきます。

妊娠・出産で申込をした場合は、利用期間が、出産予定日から起算して6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日が属する月の初日から、出産予定日又は出産日のうち、遅いほうの日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。出産後、他の保育の必要性の事由に該当している場合であっても、上記利用期間の終了する月に必ず退所して頂きます。利用期間終了（退所）後、再度保育施設の利用を希望する場合は、退所届を利用施設へ提出後に、あらためて利用申込を行ってください。ただし、選考の結果により、希望施設に入所できない場合があります。

就労で申込をした場合は、第1子の利用開始月の翌月15日までに、第2子の育児休業を終了し就労を開始してください。第1子の利用開始希望日時点で第2子の産前産後休業中であり、第2子の産前産後休業の終了が第1子の利用開始月の翌月15日を超える場合は、第2子の産前産後休業期間終了後に就労を開始してください。いずれの場合も、期日までに就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。職場復帰せず、第2子の産後休業に引き続いて育児休業を取得することはできません。第2子の産前産後休業終了後に職場復帰できるか、職場やご家族と十分ご相談のうえ、申込んでください。

※就労開始後は、「就労証明書」を提出してください。

Q19 今後妊娠する可能性があります。産前産後休業終了後、育児休業を取得する場合、現在申込している子は入所できますか？

A19 保育施設入所後に職場復帰しその後、次子の産前休業に入り、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業中も利用を継続できます。

出産予定日によって申込の方法が変わることがありますので、出産を予定しているかたにつきましては、保育幼稚園課までご相談いただき、申込んでください。

なお、保育施設の利用開始日時点で育児休業又は産前産後休業を取得している場合、保育施設利用開始月の翌月15日まで（利用開始希望日時点で次子の産前産後休業中であり、その産前産後休業の終了が利用開始月の翌月15日を超える場合は、次子の産前産後休業期間終了後に職場復帰したうえで、「就労証明書」を提出してください。期限以内に就労を開始しなかつた場合は、退所して頂きます。

Q20 現在、第2子を妊娠中で、出産前後の期間のみ、上の子ども（第1子）を保育施設に預けたいのですが、利用申込はできますか？

A20 利用申込を行うことができます。

保育施設の利用が決定した場合の利用期間は、原則、出産予定日から起算して6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日が属する月の初日から、出産予定日又は出産日のうち、遅いほうの日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。出産後、他の保育の必要性の事由に該当している場合であっても、上記利用期間の終了する月に必ず退所して頂きます。利用期間終了（退所）後、再度保育施設の利用を希望する場合は、退所届を利用施設へ提出後に、あらためて利用申込を行ってください。ただし、選考の結果により、希望施設に入所できない場合があります。

※あらためて利用申込を行う際は、妊娠・出産以外の保育の必要性の事由に該当していることが必要となります。

Q21 育児休業の延長（育児休業給付金の期間延長）を希望しています。必ず「保留」となる申込は可能ですか？

A21 必ず「保留」となる申込はできません。

希望する保育施設に入所できない場合で育児休業の延長も許容できるかたについては、「育児休業延長の許容に関する申出書」を提出いただくことで、選考指数を200点減算させていただきます。ただし、これは必ずしも利用保留（不承諾）となるものではなく、減点後の指数で利用選考を行った結果、希望した保育施設に空きがある場合は利用内定となります。

利用保留となった場合でも、翌月以降も利用調整は行われます。申込が不要になったかたは次回の申込締切日までに申込を取り下げてください。

なお、申込の取り下げを行った日以降については、保育施設における保育の実施が行われていない旨の証明の発行はできなくなります。

また、育児休業給付金の支給期間延長の要件として、「申込した保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっていないこと」が追加されたほか、「理由なく内定辞退を行っていないこと」などが必要となっていますので、利用を希望する施設を記入する際にはご注意ください。

育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、お申込みください。

育児休業給付金の支給期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

Q22 利用申込の結果、保育施設に内定した場合、辞退することはできますか？

A22 新規申込の内定辞退は可能です。ただし、転園の内定辞退はできません。

新規申込の内定を辞退する場合は、所定の手続きを行うことにより可能です。ただし、申込取り下げを行った場合は、「保育所等利用保留通知書」は発行されません。あらためて利用申込を希望される際は、再度申込手続きが必要となります。

取り下げしない場合、「保育所等利用保留通知書」は発行されますが、ハローワークの審査により、育児休業給付金の期間延長が受けられない可能性があります。育児休業給付金の支給期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

なお、転園申込の内定辞退はできません。内定した園に通わないとなつても、転園前に在籍した園に戻ることはできず、退所となります。そのため、転園希望が無くなった場合は、転園申請（利用保育所等変更申請書）を申込締切日までに取り下さるください。

■利用調整に関するこ

Q23 利用申込の際、提出書類に不足がありました。

不足書類を締切日までに提出できない場合、入所選考に影響がありますか？

A23 影響がある場合もあります。

入所選考は、締切日までに提出された書類の内容を指指数化して行いますので、書類が未提出の場合、指指数に影響があることもあります。なお、締切日後に提出された書類の内容については、次回の利用調整時に反映することになりますので、あらかじめご了承ください。

※不足書類等の提出締切日については、21ページをご覧ください。

Q24 パートと正社員とでは、入所選考に影響がありますか？

A24 影響はありません。

保育の必要性の事由が「就労」である場合は、雇用形態を問わず、1か月の就労時間を指指数化し、入所選考を行います。

Q25 入所選考の結果、入所ができなかった場合、何か手続きはありますか？

A25 特に手続きは必要ありません。

利用申込は年度ごとに区分しているため、令和7年度末（令和8年3月入所）まで有効となります。

ただし、年度内において、利用申込時の内容に変更がある場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

【例1】求職中で利用申込をしたが、その後就労を開始した。

【例2】転職等により勤務先・契約時間が変更となった。

【例3】利用を希望する保育施設の追加や、希望順位を変更したい。

Q26 保育施設に内定し、内定者面接を行う予定ですが、現住所地が遠く、直接園に行くのが難しいため、リモートで面接を行うことはできますか？

A26 リモートで面接を行うことはできません。

内定者面接では、お子さんが集団保育可能かどうかを判断する際に、お子さんの様子や反応を直接見る必要があることから、リモートでの面接を不可としております。また、面接期限の延長も行っておりません。指定期日までに内定施設において、お子さんと一緒に面接を行っていただくようお願ひいたします。

※面接期限は以下の通りとなります。

【5月以降】利用開始月の前月概ね15日頃

■保育料に関すること

Q27 保育施設（公設公営保育所、公設民営保育所、民設民営保育所、地域型保育事業所、認定こども園）によって保育料に違いはありますか？

A27 保育料に違いはありません。

保育料は、保護者の市区町村民税額に応じた額となります。

※実費徴収（文房具代、遠足費用、主食費、副食費、延長料金、入園料等）については、保育施設により違いがありますので、各保育施設にお問い合わせください。

Q28 保育施設を欠席した場合、保育料は日割り計算ですか？

A28 日割り計算されません。

保育施設における保育料は、欠席日数や理由を問わず、日割り計算を行いませんので、あらかじめご了承ください。

Q29 ひとり親世帯は保育料が無料ですか？

A29 無料とは限りません。

保育料は、保護者の市区町村民税額に応じた額となります。ひとり親世帯であっても、市区町村民税額によっては保育料がかかる場合もあります。

また、保護者が市区町村民税非課税の場合で、父母以外の保護者（祖父母）が「家計の主宰者」と判断される場合は、その方の市区町村民税額を含めて保育料を算定します。

ひとり親家庭のかたであっても、パートナーと同居している場合には、そのかたを保護者とみなし、収入を合算した上で保育料の決定を行います。婚姻の意思の有無は問いません。世帯員の変更があった場合は速やかに書類を提出してください。

Q30 令和元年10月から保育料の無償化が始まりましたが、保育施設を利用する場合は保育料が無料ですか？

A30 無料とは限りません。

3～5歳児クラスのお子さんと、0～2歳児クラスの非課税世帯のお子さんが無償化の対象となります。

なお、0～2歳児クラスにおいては、世帯状況によっては対象外となる場合もあります。

※実費徴収（文房具代、遠足費用、主食費、副食費、延長料金、入園料等）については、保育施設により違いがありますので、各保育施設にお問い合わせください。

■保育施設の利用開始後に関するここと

Q31 慣らし保育は必ず行われるのですか？

A31 慣らし保育は利用開始日以降に行います。

お子さんの年齢や、これまでの集団保育の経験等を踏まえ、保育施設と協議のうえ時間や内容を決定します。ご家族や雇用先との調整をお願いします。慣らし保育の期間は、おおむね1～2週間を予定しております。お子さんの状況によっては、2週間を超える場合もあります。

Q32 他の保育施設に転園したい場合はどうすればいいですか？

A32 利用保育所等変更申請書及び保護者の保育の必要性の事由を証する書類を提出してください。

転園希望先の保育施設に空きがあった場合に限り、利用保留となっているお子さんを含めて利用調整を行います。転園を希望されても、必ず転園できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

※Q33もあわせてご確認ください。

Q33 他の保育施設に転園の候補者となった場合、転園の辞退はできますか？

A33 辞退はできません。

転園の候補者の決定に合わせ、転園するお子さんが在籍していた枠に対し、他のお子さんを内定者としてご案内することとなるため、辞退することはできません。利用保育所等変更申請書を提出する際は、慎重に検討をお願いします。

※保護者からの申出がない限り、転園申込は令和8年1月まで有効となります。転園の意思がなくなったときは、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。直近の提出期限までにご連絡が無い場合は、転園の意思があるものとみなして、利用調整の対象となります。

**Q34 第2子の出産後に育児休業を取得します。
現在、第1子が保育施設に在籍していますが、第1子は継続して保育施設を利用できますか？**

A34 保育施設入所後に職場復帰しその後、次子の産前休業に入り、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業中も利用を継続できます。ただし、第1子の育児休業が終了後に一度も職場復帰せず、引き続き第2子の産前休業に入る場合は、育児休業中の保育施設継続利用ができません。

Q35 退職した場合、保育施設は退所になりますか？

**A35 退所になります。
退職することにより「保育の必要性の事由」がなくなりますので、原則退所となります。**

※転職や起業を目的とする退職である場合は、「保育の必要性の事由」を求職活動に変更したうえで、90日を限度に保育施設を継続して利用することができます。また、90日以内に転職や起業をした場合は、「保育の必要性の事由」を就労に再度変更したうえで保育施設を継続して利用することができます。ただし、入所する前に退職し、入所時点で就労していない場合は、退所（または内定取り消し）となります。

Q36 長期間、保育施設を欠席した場合はどうなりますか？

A36 特別な理由がなく1か月以上欠席した場合は、退所となります。

1か月以上欠席する場合は、事前に長期欠席申請書を提出していただきます。
長期欠席として認められる期間は3か月以内です。欠席期間が3か月を超えた場合は原則として退所して頂きます。また、欠席期間中であっても保育料は減免しませんので、ご了承ください。

※入所月から長期欠席する場合は、原則、入所の辞退（入所中の場合は退所）となります。
入所（登園）することが可能となる翌月1日からの利用申込みをお願いします。やむを得ない事情がある場合は、事前に保育幼稚園課へご相談ください。